

# 和歌山県振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱取扱要領

## 1 目的

この要領は、和歌山県振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、補助金交付に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 補助事業

### (1) 補助対象事業

- ア 地域文化育成事業 地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業
- イ 地域資源活用事業 自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や、地域外への情報発信等を行う事業
- ウ 地域交流事業 交流人口の増加を図るためにイベントや住民参加型イベントを実施する事業
- エ U J I ターン促進事業 若者のU J I ターンを促進するための事業
- オ 地域情報化推進事業 地域住民を対象とした情報化推進事業
- カ ひとづくり推進事業 地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業
- キ 観光振興事業 観光地の魅力アップや観光客の利便性向上につながる事業
- ク 子育て支援事業 子育てや子どもの健やかな育ちの支援につながる事業
- ケ 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興を図るために知事が特に必要と認める事業

### (2) 対象外経費

各種団体や施設等に係る運営経費については、補助対象経費から除外するものとする。

### (3) 控除財源

要綱別表第1補助対象者欄第1号から第4号までの補助対象者にあっては、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴い充当される分担金、負担金、補助金及び指定寄付金を控除するものとする。

### (4) 事業費の配分

振興局への事業費の配分は、当該振興局の実情を勘案の上地域振興部長が決定し、振興局長に対して配分額を通知するものとする。

### (5) 採択要望

補助事業の採択を受けようとする者は、あらかじめ和歌山県振興局地域づくり支援事業補助金交付要綱の別記第3号様式に定める役員等名簿及び別に定める採択要望書を、別に定める期日までに、振興局長に提出するものとする。

### (6) 警察本部への意見照会

振興局長は、採択を受けようとする者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）第5条の2に定める「暴力団関係者等」に該当するか否かを、別記第1号様式を作成

のうえ地域振興課長を通じて、警察本部刑事部組織犯罪対策課長あて照会するものとする。ただし、採択を受けようとする者が地方自治体の長である場合はこの限りでない。

(7) 審査及び通知

振興局長は、(5)に規定する採択要望書を審査し、(6)の照会の結果、補助事業の申請をすることが適当であると認めたときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(8) 交付決定

振興局長は、交付決定したときは、支援事業交付決定状況報告書（別記第2号様式）を作成し、地域振興部長に提出するものとする。

(9) 概算払い

振興局長は、規則第16条第2項の規定により概算払いにより補助金を交付する場合は、あらかじめ当該申請者に補助事業概算払請求書（別記第3号様式）を提出させるものとする。

(10) 事業の完了

振興局長は、補助事業が完了したときは、支援事業執行結果報告書（別記第4号様式）を作成し、地域振興部長に提出するものとする。

3 その他

この要領に定めるもののほか、要綱の取扱いについて必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年3月22日から施行する。

2 令和6年4月1日以降は、「地域振興監」を「地域振興部長」、「地域政策課長」を「地域振興課長」とする。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。